

障がいを理由とする差別解消の推進について

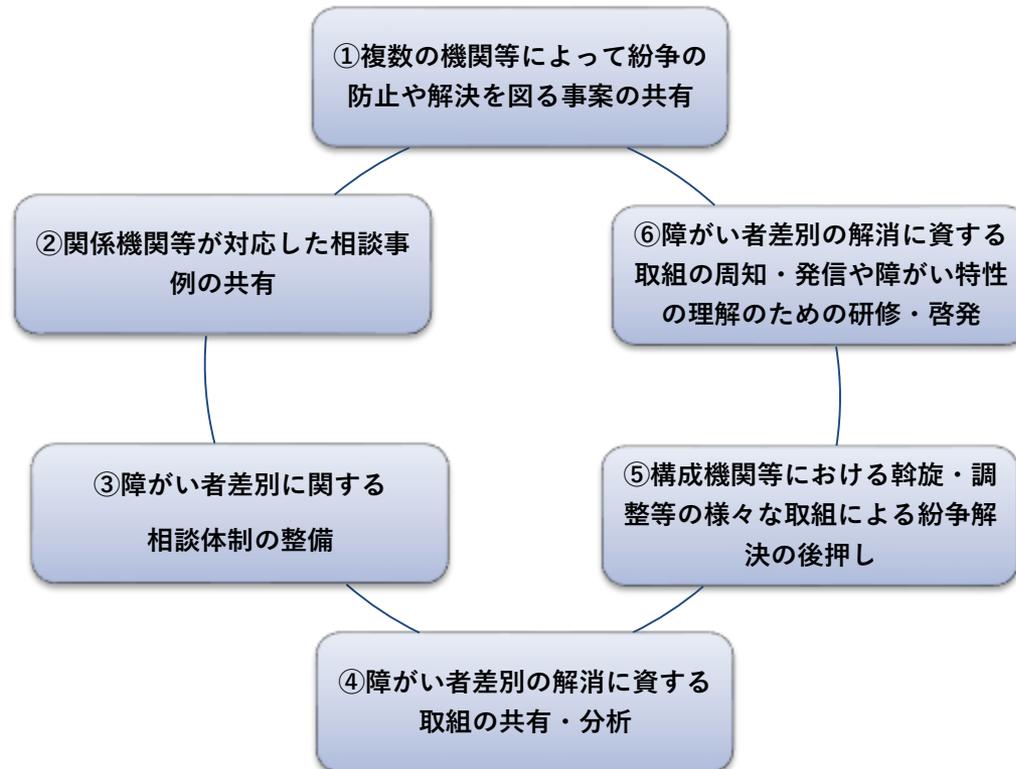
燕市障がい者自立支援協議会
全体会議

1 燕市障がい者自立支援協議会の役割

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第17条において、国と地方公共団体の機関は地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして「障害者差別解消支援地域協議会」を設置することができるとされています。

燕市では、障害者差別解消支援地域協議会の役割を障がい者自立支援協議会が担うことになっています。

《障害者差別解消支援地域協議会の役割》



2 令和2年度 障がい者差別解消に係る相談対応状況

【新潟県・内閣府が実施する相談状況調査】より

県警や県教育委員会、各市町村の窓口等に寄せられた相談の合計です。

年度	分類	燕市 ※令和3年1月17日時点			県全体 ※燕市含む ※令和2年9月末時点
		件数	相談種別	障害種別	
R1年度	行政機関等	2件	①合理的配慮の提供 ②合理的配慮の提供 詳細は、別添1「燕市における障がい者差別解消に係る相談事例」参照。	①身体障がい ②精神障がい	19件
	事業所	0件	—	—	24件
R2年度	行政機関等	3件	①環境の整備 ②合理的配慮の提供 ③不当な差別的取り扱い 詳細は、別添1「燕市における障がい者差別解消に係る相談事例」参照。	①身体障がい ②身体障がい ③精神障がい	11件 ※令和2年9月末時点
	事業所	0件	—	—	10件 ※令和2年9月末時点

※R2年5月新潟県が行政機関向けの事例集を作成しました。これを受け、燕市では関係機関に周知するとともに、相談対応の参考にしています。（別添2『障害者差別に関する事例集』参照）

3 令和2年度の取組（1） ～市職員への研修～

総務部総務課人事係による研修会開催

≪行政実務基礎研修（新採用職員向け）≫

- 実施日：7月27日（月）
- 対象者：燕市職員（R2年4月1日採用）
- 参加数：20人
- 内 容：研修カリキュラムの一つとして、『障害者差別解消法』及び『職員対応要領及び対応マニュアル』について説明。

≪職員対応マニュアル≫



3 令和2年度の取組 (2)

～手話言語に関する普及啓発①～

①市広報を活用しての普及啓発



マンガ作：きくざきさん(日本アニメ・マンガ専門学校 マンガイラストマスター科所属)



○ろう者とは、先天性または幼少時の失聴者で、手話を母語または主なコミュニケーション手段とする人たちらず。

手話 心をつなぐ見る言語

手話 心をつなぐ見る言語

令和元年10月に「堺市手話言語の普及等の推進に関する条例」が施行されました。手話とは、手指の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。市は、皆さんの手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境づくりを目指しています。

市ホームページはこちら

条例の目的

手話への理解を深め、手話を使いやすい環境づくりに努めることにより、すべての人がお互いの個性と人格を尊重し合い、共に生きる地域社会の実現を目指すことを目的としています。

皆さんのお願い

- 「市民の皆さん」
 - ・手話という言語に興味を持って、ろう者と交流してみてください。
 - ・手話サークルなどで、ろう者と交流して理解を深めましょう。
 - ・災害や緊急時、ろう者に対しては、手話や身振り、筆談などで必要な情報を伝えてください。
- 「事業者の皆さん」
 - ・ろう者を雇用している職場では、積極的に情報保障を行い、働きやすい環境の整備に努めてください。(情報保障のご相談は社会福祉協議会が関係しています。)

ろう者も含め、聴覚に障いのある人は、音による周囲の状況判断が困難です。そのため、音声アラウンスなどに気づかないことがあります。手話ができなくても、身振りや筆談などでコミュニケーションを取ることが出来ます。特に災害時はこのような支援をお願いします。

あなたも学びませんか？

- 手話サークル**
 - 吉田手話サークル ふれあい
 - 「夜」(奇数月) 毎週火曜日 午後7時30分～9時 (偶数月) 毎週月曜日 午後7時30分～9時 (昼) 毎月第2・4木曜日 午後2時～3時30分
 - 堺市手話サークル センター
 - 堺市手話サークル 豊
 - 豊 第1・3木曜日 午後7時30分～9時
 - 中央公民館
 - 土曜日(不定期) 午前10時～11時30分
 - 堺市老人福祉センター

手話出前講座

事業所や学校などに手話講師を派遣する「出張講座」を行っています。

社会福祉協議会、学校、自治会、各種団体など、市内在住の人が5人以上いる団体、簡単なあいさつなどの手話の指導 (2時間以内(学校などの場合は45分も可)) 希望する日の14日前までに申込書を社会福祉課へ持参かファクス、郵送、電子メールにて提出。受講料は無料。資料の印刷代や会場費用などは受講団体の負担。

問合せ

社会福祉課 障がい福祉係 (市役所1階22番窓口)
 0267-7781172
 0267-7781108
 0267-02955
 〒595-0103
 堺市西淀田1-9-34
 shabihuku@city.sakai.jp

3 令和2年度 of 取組 (2)

～手話言語に関する普及啓発②～

② 図書館手話関連本展示 (R2.12.3~27)



←燕図書館



←分水図書館

※吉田図書館は改修工事のため吉田公民館に手話啓発チラシを掲示しました。

③ かんたんな手話を使った絵本の読み聞かせ講座の開催



※燕市中央公民館

※そのほか、要望に応じて手話出前講座 (③も含む) を6回開催 (令和3年1月17日時点)。

3 令和2年度の取組（3） ～ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発～

●配布場所

- ①燕市社会福祉協議会（法人本部、燕支所、分水支所）
- ②児童研修館・こどもの森
- ③燕市役所



●配布状況

燕市	令和2年9月末時点
ヘルプマーク (ストラップ)	279
ヘルプカード	228

県全体 ※燕市含む	令和2年9月末時点
ヘルプマーク (ストラップ)	3,597
ヘルプカード	2,843



配布数は、新潟市に次いで県内で2番目に多いです！



4 今後の取組方針

市民・企業等への 普及啓発

- こころのバリアフリーに向けて、手話やヘルプマークなどの普及啓発に努めていきます。
- 障がい特性の理解を目的とした市民向けの講座を開催します。

相談者に寄り添った 相談対応

- 関係部署と連携し、相談者に寄り添った対応を心がけていきます。
- 新潟県の事例集などを参考にし、柔軟な対応を行っていきます。

自立支援協議会を 活用した協議の継続

- 寄せさせた相談を自立支援協議会に報告します。
- 自立支援協議会で、燕市で必要とされる取組等について協議します（年1回を目安）。